個人情報保護条例

(開示しないことができる個人情報)

第13条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしないことができる。

(1)　個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが適当であると認められるもの

(2)　開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる個人情報

(3)　実施機関が国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。)の機関と協力して行う事務又は実施機関が国等の機関から依頼、協議等を受けた事務に関する個人情報であって、開示することにより、その協力関係に著しい支障があるもの

(4)　実施機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障があるもの

(5)　前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いたうえで、公益上開示しないことが適当であると認められる個人情報

情報公開条例

(実施機関の開示義務)

第6条　実施機関は、情報の開示の請求があったときは、開示の請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、当該情報を開示しなければならない。ただし、開示請求に係る情報に次の各号のいずれかが記録されている場合は、当該情報の開示をしないことができる。

(1)　個人に関する情報(個人の事業者の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人も閲覧できるとされている情報

イ　公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ　公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ　法令等の規定に基づく許可、免許等に関する情報で、開示することが公益上必要と認められるもの

(2)　法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報若しくは個人の事業者の当該事業に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、社会的信用その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　人の生命、身体、健康及び生活を保護するために開示を必要とされる情報

イ　違法又は不当な事業活動から人の財産又は生活を守るために必要とされる情報

ウ　ア又はイに準じる情報であって、公益上の必要から特に開示することが必要と認められるもの

(3)　市の内部機関若しくは機関相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議、協議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

(4)　市の機関又は国等の機関が行う取締まり、監査、試験、人事、入札、交渉、許認可等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの

(5)　国等との間における協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等と市との信頼関係又は協力関係を著しく損なうおそれがあるもの

(6)　開示することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる情報

(7)　開示しないことを条件に個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾を得ないで開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(8)　法令等の規定により、開示することができないと明示されている情報

2　開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、当該情報を開示しないことにより前項で保護される利益が、同項各号に掲げる情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、開示請求に係る情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。